

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年1月23日答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 0件 |
| 国民年金関係 | 0件 |
| 厚生年金保険関係 | 0件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 0件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300143 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300021 号

第 1 結論

請求期間①から⑥までについて、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月 31 日まで
② 平成 2 年 11 月 13 日から同年 12 月 14 日まで
③ 平成 3 年 2 月 4 日から同年 3 月 30 日まで
④ 平成 5 年 3 月 2 日から同年 3 月 30 日まで
⑤ 平成 6 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
⑥ 平成 6 年 6 月 2 日から同年 6 月 27 日まで

私は、請求期間①及び②は B 市立 C 学校（以下「C 学校」という。）に、請求期間③及び⑤は B 市立 D 学校（以下「D 学校」という。）に、請求期間④は B 市立 E 学校（以下「E 学校」という。）に、請求期間⑥は B 市立 F 学校（以下「F 学校」という。）に、それぞれ常勤の教諭と同じように 1 日 8 時間、週 6 日勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①から⑥までの各期間（以下「各請求期間」という。）における勤務の事実について

A 事業所の後継事業所である G 事業所から提出された請求者に係る学校発令簿（以下「学校発令簿」という。）、請求者が勤務した各学校から提出された請求者に係る履歴書（以下「履歴書」という。）及び請求者が提出した勤務期間に係るメモによると、請求者が、請求期間①及び②は C 学校に、請求期間③及び⑤は D 学校に、請求期間④は E 学校に、請求期間⑥は F 学校において、請求期間①は非常勤講師として、請求期間②から⑥までの各期間においては臨時的雇用の講師として勤務していたことが確認できる。

2 請求期間①における被保険者資格要件について

請求者は、「1日8時間、週6日勤務していた。」と主張しているが、G事業所から提出された請求期間①当時の非常勤講師の報酬額に係る文書によると「非常勤講師の週当たりの授業時間数は24時間以内、報酬額は授業1時間当たり*円」であったことが確認できる上、学校発令簿の「給与」欄には「18時間/週」及び「*」と、履歴書の請求期間①の欄には「月手当*円を給する」と記載されている。

したがって、請求者の請求期間①における週当たりの勤務時間は、常勤の教諭の所定労働時間の4分の3未満であったと考えられ、請求者は請求期間①において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていなかったと判断できる。

なお、G事業所から提出された通知において、非常勤講師は健康保険及び厚生年金保険の加入対象外とされていたことが確認できる上、C学校も「非常勤講師は厚生年金保険の加入対象外であった。」と回答している。

3 請求期間②から⑥までの各期間における被保険者資格要件について

厚生年金保険法第12条では、臨時に使用される者であって二月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としめない旨規定し、G事業所から提出された通知においては、「任用期間が2月以内の場合には、国民健康保険及び国民年金に加入すること。」としているところ、学校発令簿、履歴書及び請求者が勤務した学校から提出された請求者に係る学校沿革誌の写しによると、請求期間②から⑥までの各期間において、請求者は、2か月以内の期間を定めて雇用されていることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていなかったと判断できる。

なお、G事業所は、「請求者の請求期間②から⑥までについて、任用期間が2月以内のため、厚生年金保険に加入していないものと思われる。」と回答している。

4 各請求期間における保険料控除等の事実について

G事業所及び各請求期間において請求者が勤務した学校は、各請求期間における給与額及び厚生年金保険料控除の有無が確認できる賃金台帳等の資料を保管していない旨を回答し、請求者は、各請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の各請求期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、これまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の各請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は各請求期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことをうかがわせる事情もない。

なお、オンライン記録により、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない上、請求者の国民年金の記録によると、各請求期間において請求者は、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。